

## CONTENTS

令和3年4月以降の掛金率について	P1
貸付利率の変更について	P2
令和3年度事業計画及び予算に対する要望事項の検討結果	P3
令和3年度保健事業のお知らせ	P4
グループ保険等の募集について	P7

## 令和3年4月以降の掛金率について

令和3年4月1日以降の掛金率は次のとおりです。

(標準報酬等級別の掛金等の額については、最後のページにある共済組合掛金等早見表をご覧ください。)

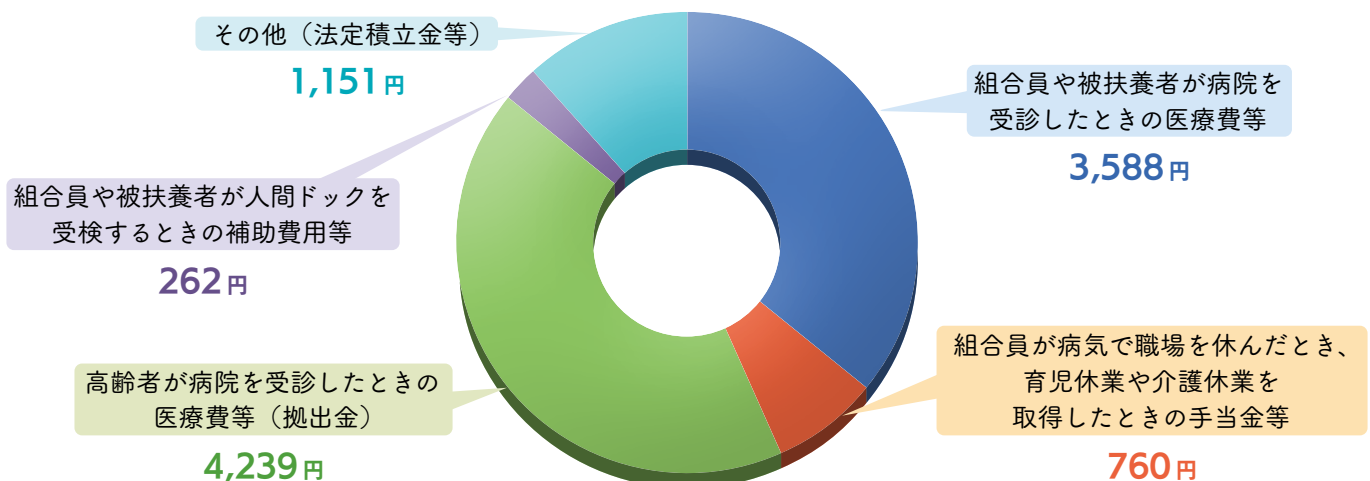


現在の掛金率を維持しても、令和3年度の支出をまかなえることが見込まれることから、現在の掛金率を維持することになりました。

なお、短期掛金の使いみちについては、次の円グラフをご覧ください。

### 短期掛金1万円当たりの使いみち

(令和3年度見込み)



## 介護掛金率

令和3年3月まで  
7.17 / 1,000



令和3年4月から  
9.35 / 1,000

2.18%  
の引き上げ

当共済組合が負担すべき介護保険制度への拠出金（介護納付金）の増加に対応するため、介護掛金率を2.18%引き上げるようになりました。

介護保険サービスの利用自体が増加していることに加え、令和2年度に介護納付金の算出方法が加入者割（加入者の人数に応じた負担をする仕組み）から総報酬割（報酬額に応じた負担をする仕組み）へ完全移行したことを受け、当共済組合が負担すべき介護納付金の額は高い水準で推移しています。



## 介護保険制度とは

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする方が増加し、また、介護期間も長期化するなど介護への需要は年々高まってきました。一方では、核家族化の進展に伴い、家族が十分な介護をすることができない、介護のために離職せざるを得ない等の家族をめぐる状況の変化も社会問題となりました。このような状況を背景として、介護を必要とする方の家族の負担を軽減し、「介護」を社会全体で支え合うという目的のもとに平成12年に創設された制度が介護保険制度です。

この介護保険制度を支えるため、40歳から64歳の方（介護保険制度における「第2号被保険者」の方）からは、毎月の給与や期末手当等から介護掛金を徴収しています。

# 貸付利率の変更について

特別貸付、住宅貸付、特別住宅貸付の利率を変更しました！

特別貸付の利率を1.86%から1.76%に引き下げ、住宅貸付及び特別住宅貸付の利率を1.27%から1.31%に引き上げました。

その他の利率を含めた令和3年4月1日現在の貸付利率は下記表のとおりです。

### 貸付利率

貸付種類	R3.3.31 まで	R3.4.1 から	備考
普通貸付	4.26%	4.26%	変更なし
特別貸付	1.86%	1.76%	引き下げ
住宅貸付	1.27%	1.31%	引き上げ
特別住宅貸付	1.27%	1.31%	引き上げ



# 令和3年度事業計画及び予算に対する 要望事項の検討結果

共済組合では、組合員の皆さまからの共済組合事業に対する要望について、次年度の事業計画を策定する際の参考とし、運営審議会において議論を行っています。

令和3年度事業計画及び予算に対する要望事項について検討した結果は、次のとおりです。

今後も、共済組合事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。

## 《… 短期経理 …》



### 要望事項 ①

短期掛金率を下げしてほしい。

#### 検討結果

短期経理の収支については、令和3年度まで黒字を計上するものの、令和4年度以降は後期高齢者支援金の増加を主たる要因として赤字に転じることを見込んでいます。さらに、令和7年度には、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となるため、後期高齢者支援金の額が大幅に増加する可能性もあります。

このような状況からすると、軽々に短期掛金率の引き下げに踏み切ることが相当でなく、現状においては、高齢者医療制度への拠出金の推移を注視しつつ、今後の医療保障制度改革に関する情報収集に努めた上で、適正な掛金率の設定について慎重に検討を行う必要があると考えています。

※後期高齢者支援金：75歳以上の後期高齢者が加入する後期高齢者医療制度に対する拠出金

## 《… 保健経理 …》



### 要望事項 ②

人間ドック・脳ドック・PET検査の受検費用助成額を増額し、別々に受検した場合にそれぞれに補助してほしい。

#### 検討結果

人間ドック等の補助事業においては、平成23年度から補助額の上限を2万5千円から3万円に増額しました。

平成27年度の間人ドック等の受検者数は約5,500人、人間ドック関連経費は約1億7,000万円のところ、令和元年度では受検者数が約7,600人、人間ドック関連経費は約2億3,800万円に達しており、5年間で受検者数及び経費のいずれも約1.4倍に増加となっています。

保健経理全体の収支を考えると、限られた厚生費の予算の範囲で、現在の事業を維持しつつ要望のあったドックごとの補助、補助額の増額及び対象年齢制限の撤廃を実施することは困難な状況にあります。



### 要望事項 ③

福利厚生パッケージサービスのメニューを充実し、より使用しやすくするとともに、地域間格差を解消してほしい。

#### 検討結果

福利厚生パッケージサービスを充実し、より利用しやすくするため、令和3年度からの2箇年契約に係る企画競争では、地域間格差の解消や会員証等の提示のみでサービスを利用できるようにしてほしいといった、利用しやすさに関する組合員の要望を十分に踏まえて、組合員の意見等を分析して組合のニーズに合致したサービスが提供されているかといった点を評価項目に盛り込むなどして業者選定を行ったところです。

サービスの拡充及び地域間格差の解消については、これまでの契約において、月に1回行われる委託業者との定例会などを利用して、サービスの利用状況やその傾向等の説明を受けた上で、サービスの改善等について話し合いを行っており、次の受託業者との契約においても、毎月1回以上の定例会において利用実績の報告や利用促進案等について協議を行うことを仕様書に盛り込んでおり、できるだけ組合員の求めるサービスの提供ができるようにしたいと考えています。

# 令和3年度保健事業のお知らせ






## 福利厚生パッケージサービス

事業内容	全国の宿泊施設、健康関係、育児、介護、レジャー施設、ライフサポート、自己啓発、飲食店などを組合員の割引価格で利用できるサービスです。
委託会社	株式会社ベネフィット・ワン
利用対象者	組合員（任意継続組合員を含む）及び組合員の2親等以内のすべての親族
利用期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
利用方法	インターネットによる会員専用サイト（ベネフィット・ステーション）、スマホアプリ、電話、会員証提示、コンビニ発券 など 裁判所共済組合ホームページにも、サービス内容や利用方法などを掲載しています。 <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/package/">裁判所共済組合ホームページ http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/package/</a> <a href="https://www.benefit-one.co.jp/">ベネフィット・ステーションホームページ https://www.benefit-one.co.jp/</a>



## 健康ダイヤル24 24時間無料健康電話相談

事業内容	健康や育児に関する相談を24時間フリーダイヤル（無料）で受け付け、医師や看護師などのスタッフが電話やメールにより対応する24時間電話健康相談や、心理カウンセラー等によるメンタルヘルスのカウンセリングサービス、専門医の手配紹介が可能なセカンドオピニオンサービスが利用できます。						
委託会社	ティーベック株式会社						
利用対象者	組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者						
利用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
利用方法等	<table><tr><td>24時間電話健康相談サービス</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>●24時間、年中無休で相談を受け付けています。TEL 0120-384-943</li><li>●Eメールによる相談も可能です。下記URLにアクセスし、ユーザー名とパスワードを入力してください。 <a href="https://t-pec.jp/websoudan/">https://t-pec.jp/websoudan/</a> (ユーザー名 kyousai パスワード kyousai)</li></ul></td></tr><tr><td>メンタルヘルスカウンセリングサービス</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>●電話、Web、面談によるカウンセリングを実施しています。TEL 0120-384-943</li><li>●電話カウンセリング受付時間 9:00～22:00（年中無休）</li><li>●面談カウンセリング予約受付期間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～16:00（祝日、12/31～1/3を除く）</li></ul></td></tr><tr><td>セカンドオピニオンサービス</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>●電話、面談による相談が可能です。TEL 0120-384-214</li><li>●受付時間 9:00～18:00（日曜祝日、12/31～1/3を除く）</li></ul></td></tr></table>	24時間電話健康相談サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>●24時間、年中無休で相談を受け付けています。TEL 0120-384-943</li><li>●Eメールによる相談も可能です。下記URLにアクセスし、ユーザー名とパスワードを入力してください。 <a href="https://t-pec.jp/websoudan/">https://t-pec.jp/websoudan/</a> (ユーザー名 kyousai パスワード kyousai)</li></ul>	メンタルヘルスカウンセリングサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>●電話、Web、面談によるカウンセリングを実施しています。TEL 0120-384-943</li><li>●電話カウンセリング受付時間 9:00～22:00（年中無休）</li><li>●面談カウンセリング予約受付期間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～16:00（祝日、12/31～1/3を除く）</li></ul>	セカンドオピニオンサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>●電話、面談による相談が可能です。TEL 0120-384-214</li><li>●受付時間 9:00～18:00（日曜祝日、12/31～1/3を除く）</li></ul>
24時間電話健康相談サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>●24時間、年中無休で相談を受け付けています。TEL 0120-384-943</li><li>●Eメールによる相談も可能です。下記URLにアクセスし、ユーザー名とパスワードを入力してください。 <a href="https://t-pec.jp/websoudan/">https://t-pec.jp/websoudan/</a> (ユーザー名 kyousai パスワード kyousai)</li></ul>						
メンタルヘルスカウンセリングサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>●電話、Web、面談によるカウンセリングを実施しています。TEL 0120-384-943</li><li>●電話カウンセリング受付時間 9:00～22:00（年中無休）</li><li>●面談カウンセリング予約受付期間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～16:00（祝日、12/31～1/3を除く）</li></ul>						
セカンドオピニオンサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>●電話、面談による相談が可能です。TEL 0120-384-214</li><li>●受付時間 9:00～18:00（日曜祝日、12/31～1/3を除く）</li></ul>						

## 引越システム

事業内容	組合員及び被扶養者の転勤等による引越に際し、割引による利用ができるシステムです。
利用可能業者	 三八五（みやご）引越センター  日本通運  全国引越専門共同組合連合会（ハトのマーク）  日本旅行（日旅引越システム）※指定運送会社：アート引越センター  サカイ引越センター
利用対象者	組合員及び被扶養者
利用方法等	業者によって利用方法が異なりますので、裁判所共済組合ホームページで確認してください。 <b>HPはコチラ</b> <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/move/">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/move/</a>

## 法人カード

事業内容	組合員の旅行や出張先での費用の支払い等の便宜を図るため、法人カードの利用ができるシステムです。
カードの名称 カードの 発行会社	 JCB ビジネスカード（株式会社ジェーシービー）  三井住友 VISA JR コーポレートカード（三井住友カード株式会社）
利用対象者	組合員及び配偶者（再任用短時間勤務職員及び任意継続組合員を除く。）
利用期間	組合員の在職中
利用方法等	カード発行会社によって利用方法が異なりますので、裁判所共済組合ホームページで確認してください。 <b>HPはコチラ</b> <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/card/">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/card/</a>

## ベビーシッターサービス

事業内容	委託会社の提供するベビーシッターサービス、送迎サービス、産前産後ケアサービス、教育サービス及び病後児保育サービスを割引により利用できるサービスです。
委託会社	株式会社小学館集英社プロダクション
利用対象者	組合員及び被扶養者
利用方法等	利用方法、利用対象地域につきましては、裁判所共済組合ホームページで確認してください。 <b>HPはコチラ</b> <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/babys/">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/babys/</a>

## 人間ドック等予約精算代行サービス

事業内容	<p>委託業者が提携する全国約 1,100 箇所の医療機関において、人間ドック等の受検予約及び受検費用の補助金精算を委託業者が代行するサービスです。</p> <p>このサービスを利用すると、医療機関窓口で受検費用の支払は、共済組合からの補助金額を控除した額のみ支払えばよく、また、受検後に共済組合に対して補助申請を行う必要もありません。</p>	
委託会社	ホームネット株式会社	
利用対象者	組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養配偶者のうち、受検日において 30 歳以上の者	
対象となる検査	<p>🏠 人間ドック（人間ドックと組み合わせて受検したオプションとなる検査（脳ドックを含む。）を含む。）</p> <p>🏠 脳ドック（脳ドックと組み合わせて受検したオプション検査を含む。）</p> <p>🏠 PET 検査（陽電子放射断層撮影法による検査）</p>	
補助金額	<p>人間ドック等受検に係る補助は、この予約精算代行サービスを利用するか否かに関わらず各年度中（4月1日～3月31日）、1回に限り上限 30,000 円を補助します。</p> <p><b>なお、オプションとなる検査（腹部超音波検査、胃内視鏡検査及び大腸内視鏡検査等）を単独で受検した場合は、補助を受けることができませんので、注意してください。</b></p>	
検査結果の提供	<p>40 歳以上 75 歳に達するまでの組合員が受検した人間ドック等の検査結果のうち、「特定健康診査の検査項目」に該当する項目については、委託業者等から共済組合に提供され、特定健康診査の実施に代えています。以下の「人間ドック早期受検のお願い」もご覧ください。</p>	
利用方法	インターネットによる申込みの場合	<p>健診予約センター（<a href="https://www.hndb.jp/court/">https://www.hndb.jp/court/</a>）から申込みを行ってください。</p> <p>※申込みには、初回登録手続きが必要となります。</p>
	FAX による申込みの場合	<p>「人間ドック等申込書」に必要事項を記載の上、次の番号へ FAX 送信してください。</p> <p><b>FAX</b> 0120-187-773</p>
	郵送による申込みの場合	<p>「人間ドック等申込書」に必要事項を記載の上、次の宛先へ郵送してください。</p> <p>〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-8-2 新宿ガーデンタワー 13 階 ホームネット株式会社健診予約センター</p>
<p>人間ドック等申込書は、共済組合ホームページの「人間ドック等予約精算代行サービスを利用する方法」に掲載してあります！</p> <p><b>HPはコチラ</b> <a href="http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/docs/use/index.html">http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/docs/use/index.html</a></p>		

## 人間ドック早期受検のお願い

人間ドックを受検された方のうち、40 歳以上 75 歳未満の方については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、「特定保健指導」の判定を行います。そして、保健指導の対象となられた方に対しては、10 月頃から順次特定保健指導利用券を交付する予定としています。

このため、人間ドックの受検が遅くなってしまうと、特定保健指導の対象となっても利用券の交付が遅くなってしまったり、発券できる期間が過ぎてしまうということになり、保健指導を受ける機会を逸してしまいます。人間ドック受検の効果が十分に発揮されるためにも、早期の受検をお願いいたします。

※上記の予約精算代行サービスを利用しないで人間ドックを受検した場合であっても、同額の補助を受けることができます。その場合は、一旦、実施機関窓口で検査費用全額を負担していただくこととなります。詳しくは裁判所共済組合ホームページ（<http://kyousai-01.courts.go.jp/life/welfare/docs/nouse/index.html>）をご覧ください。

# グループ保険等の募集について

令和3年度のグループ保険と団体傷害保険の募集を6月に行います。

グループ保険等の募集（新規・変更ともに）は、年に1度だけですので、この機会を逃さずに、ぜひお申込みください。

このページでは、グループ保険等はどうのような保険か、募集はどうのようなスケジュールで行われるかについて、紹介していきます。

## グループ保険等とは??

グループ保険等は、組合員を被保険者として裁判所共済組合が生命保険会社及び損害保険会社と契約している団体保険です。

グループ保険には4種類、団体傷害保険には1種類の、合わせて5種類の保険があります。

グループ保険

新グループ保険



死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合の保障（組合員の2人に1人が加入しています）

総合医療保険※



ケガや病気等による1泊2日以上入院、手術等に対する保障

3大疾病保障保険※



3大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）に備える保障

ライフプラン



在職中に保険料を積立て、財産形成や退職後の生活資金を準備

※総合医療保険及び3大疾病保障保険への加入は、組合員本人が新グループ保険へ加入することが条件となります。

団体傷害保険



ケガ・賠償・介護・被害事故等を補償

## 保険の特徴は??

### 新グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険の特徴

#### 1 加入しやすい保険料

加入対象者は、組合員（裁判所職員）、組合員の配偶者及び組合員の被扶養者となっている子どもです。

1か月あたりの保険料は、男性は71円～、女性は47円～（※）と、団体割引が適用されたお手頃な保険料で加入することができます。

※令和2年度の新グループ保険に、15歳から35歳までの方が保険金額100万円のコースに加入する場合

#### 2 年単位の自動更新

保険期間は1年単位のため、それぞれの生活環境に合わせて、毎年保障額を見直すことが可能です。

また、変更する必要がない場合は、同じ内容で自動更新されるため、申込書を提出する必要もありません。

#### 3 退職後も継続加入が可能

一定の条件のもと、退職後も70歳6か月まで継続して加入することができます。

#### 4 高い配当還元率

1年ごとに収支を計算して剰余金が生じた場合には、配当金が支払われるため、保険料の実質負担額が軽減されます（3大疾病保障保険の配当金は、1年ごとに被保険者単位で計算され、加入継続期間によって配当金が異なります。）。

■ 令和元年度（保険期間：R元.10.1～R2.9.30）

	新グループ保険	総合医療保険
配当還元率※	30.6%	22.6%

※配当還元率は、年間の払込保険料における配当金の割合です。  
※過去の配当実績に基づくものであり、将来の受取りを約束するものではありません。

## ライフプランの特徴

### 1 着実な積立

月払掛金 3,000 円、賞与払掛金 10,000 円から加入でき、在職中に保険料（掛金から制度運営費を差引いた額）を積立て、退職後に年金として受け取ることができます。

### 2 税務上の取扱い

保険料は、個人年金コースの場合は個人年金保険料控除の対象に、一般コースの場合は一般生命保険料控除の対象になります。

### 3 積立金の一部受取り

一般コースについては、在職中に資金が必要になった場合にも対応できます。最低 20 万円、1 万円単位で積立金の一部を受取ることができます。

## 団体 傷害保険の特徴

### 1 自転車事故にも対応できる自転車安心プラン

全国で進んでいる自転車保険の加入義務化にも対応できる「自転車安心プラン」（個人賠償責任補償額：3 億円）に 1 か月 470 円～（※）の保険料で加入できます。自転車事故（個人賠償責任補償）に特化した保険ですが、他のタイプと同様に、日常生活におけるケガや損害賠償事故も補償の対象となっています。

※令和 2 年度のパーソナルコースの自転車安心プラン Lite に加入する場合

### 2 新型コロナウイルス感染症も補償対象となる特定感染症補償プラン

今年度の募集から、特定感染症を発病し、所定の後遺障害が生じた場合や入院した場合に補償する、特定感染症補償プランを追加しました。

### 3 補償対象者を家族形態に合わせて選択できます

**パーソナルコース** >> 次の方のうち、被保険者に指定された方が保険の対象となります。

👤 本人 👤 本人の配偶者 👤 こども 👤 両親 👤 兄弟姉妹（以上、同居は問いません） 👤 同居の親族

**カップルコース** >> 本人が加入すると、その配偶者も記名不要で同時に同額の補償が受けられます。

**ファミリーコース** >> 本人が加入すると、次の方が記名不要で同時に同額の補償が受けられます。

👤 本人の配偶者 👤 本人またはその配偶者の同居の親族 👤 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

## 保険に加入する必要ってあるの??

もしも…の場合を考えてみましょう。

死亡事故、病気やケガでの入院は、意外と身近にあるもので、令和元年度の保険金・給付金の支払い実績はこれだけあります。

**新グループ保険** → 18 件（支払い総額 3 億 4,000 万円超）

**総合医療保険** → 1,006 件（支払い総額 1 億 3,000 万円超）

## 募集は、どんなスケジュールで行うの??

5 月末頃に、グループ保険等の募集パンフレット・申込書一式を組合員の皆さまへ配付します。

加入や保障内容の見直しができるのは、年に 1 度のこの機会のみとなります！

ぜひ募集パンフレットをご覧ください、ご検討ください！



5 月末

パンフレット・申込書の配付



6 月末

申込の受付期限

（提出は、所属の共済組合係）



10 月～

保険期間の開始



共済組合掛金等早見表

共済組合の掛金等は、月次の給与から徴収する額及び期末手当等から徴収する額の合計である。

1 月次の給与から徴収する掛金等

(算出方法) 標準報酬月額×掛金・保険料率(短期、介護及び厚生年金等)

(単位:円)

報酬月額	標準報酬		月額(円)	短期掛金			介護掛金 (40歳以上 65歳未満)	厚生年金保険料等		
	等級			合計 38.56 /1,000	内訳			厚生年金 91.50 /1,000	退職等年金 7.50 /1,000	
	国共	厚年			短期 37.55 /1,000	福祉 1.01 /1,000	9.35 /1,000			
93,000円未満		1	88,000					8,052		
※ 93,000円以上	101,000	"	98,000	3,778	3,679	99	916	8,967	735	
101,000	"	107,000	"	4,010	3,904	106	972	9,516	780	
107,000	"	114,000	"	4,241	4,129	112	1,028	10,065	825	
114,000	"	122,000	"	4,550	4,430	120	1,103	10,797	885	
122,000	"	130,000	"	4,858	4,730	128	1,178	11,529	945	
130,000	"	138,000	"	5,167	5,031	136	1,252	12,261	1,005	
138,000	"	146,000	"	5,475	5,331	144	1,327	12,993	1,065	
146,000	"	155,000	"	5,784	5,632	152	1,402	13,725	1,125	
155,000	"	165,000	"	6,169	6,007	162	1,496	14,640	1,200	
165,000	"	175,000	"	6,555	6,383	172	1,589	15,555	1,275	
175,000	"	185,000	"	6,940	6,758	182	1,683	16,470	1,350	
185,000	"	195,000	"	7,326	7,134	192	1,776	17,385	1,425	
195,000	"	210,000	"	7,712	7,510	202	1,870	18,300	1,500	
210,000	"	230,000	"	8,483	8,260	223	2,057	20,130	1,650	
230,000	"	250,000	"	9,254	9,011	243	2,244	21,960	1,800	
250,000	"	270,000	"	10,025	9,762	263	2,431	23,790	1,950	
270,000	"	290,000	"	10,796	10,513	283	2,618	25,620	2,100	
290,000	"	310,000	"	11,568	11,265	303	2,805	27,450	2,250	
310,000	"	330,000	"	12,339	12,015	324	2,992	29,280	2,400	
330,000	"	350,000	"	13,110	12,766	344	3,179	31,110	2,550	
350,000	"	370,000	"	13,881	13,517	364	3,366	32,940	2,700	
370,000	"	395,000	"	14,652	14,268	384	3,553	34,770	2,850	
395,000	"	425,000	"	15,809	15,394	415	3,833	37,515	3,075	
425,000	"	455,000	"	16,966	16,521	445	4,114	40,260	3,300	
455,000	"	485,000	"	18,123	17,648	475	4,394	43,005	3,525	
485,000	"	515,000	"	19,280	18,775	505	4,675	45,750	3,750	
515,000	"	545,000	"	20,436	19,900	536	4,955	48,495	3,975	
545,000	"	575,000	"	21,593	21,027	566	5,236	51,240	4,200	
575,000	"	605,000	"	22,750	22,154	596	5,516	53,985	4,425	
605,000	"	635,000	"	23,907	23,280	627	5,797	56,730	4,650	
635,000	"		650,000					59,475	4,875	
以下は短期掛金、介護掛金及び短期給付に係る標準報酬等である。										
635,000	"	665,000	"	31		650,000	25,064	24,407	657	6,077
665,000	"	695,000	"	32		680,000	26,220	25,533	687	6,358
695,000	"	730,000	"	33		710,000	27,377	26,659	718	6,638
730,000	"	770,000	"	34		750,000	28,920	28,162	758	7,012
770,000	"	810,000	"	35		790,000	30,462	29,664	798	7,386
810,000	"	855,000	"	36		830,000	32,004	31,165	839	7,760
855,000	"	905,000	"	37		880,000	33,932	33,043	889	8,228
905,000	"	955,000	"	38		930,000	35,860	34,920	940	8,695
955,000	"	1,005,000	"	39		980,000	37,788	36,798	990	9,163
1,005,000	"	1,055,000	"	40		1,030,000	39,716	38,675	1,041	9,630
1,055,000	"	1,115,000	"	41		1,090,000	42,030	40,929	1,101	10,191
1,115,000	"	1,175,000	"	42		1,150,000	44,344	43,182	1,162	10,752
1,175,000	"	1,235,000	"	43		1,210,000	46,657	45,434	1,223	11,313
1,235,000	"	1,295,000	"	44		1,270,000	48,971	47,688	1,283	11,874
1,295,000	"	1,355,000	"	45		1,330,000	51,284	49,940	1,344	12,435
1,355,000	"		1,390,000	46		1,390,000	53,598	52,194	1,404	12,996

※ 国家公務員共済組合法の報酬月額の下限は、101,000円未満である。

2 期末手当等の額から徴収する掛金等

(算出方法) 標準期末手当等の額×掛金・保険料率(短期、介護及び厚生年金等)

※ 標準期末手当等の額とは、その月について当該組合員が受けた期末手当等の額(期末手当、勤勉手当等)の千円未満を切り捨てた額のことをいう。

※ 標準期末手当等の額は、厚生年金等については、その月について上限が150万円であるが、短期及び介護については、年度における上限が573万円となるようにその月の標準期末手当等の額を決定し、573万円を超えた場合には翌月以降の期末手当等に係る標準期末手当等の額は0となる。